

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社
藤久ホールディングス株式会社

提出会社
藤久株式会社

目 次

頁

表 紙		
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	2
3 【組織再編成に係る契約等】	3
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	14
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	14
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	14
7 【組織再編成に関する手続】	15
第2 【統合財務情報】	16
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	17
第二部 【企業情報】	18
第1 【企業の概況】	18
1 【主要な経営指標等の推移】	18
2 【沿革】	18
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【事業等のリスク】	20
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【上場申請会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	25
3 【配当政策】	26
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	26
第5 【経理の状況】	35
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	36
第7 【上場申請会社の参考情報】	36
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	36
2 【その他の参考情報】	36
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	38
第四部 【上場申請会社の特別情報】	38
第1 【上場申請会社の最近の財務諸表】	38
1 【貸借対照表】	38
2 【損益計算書】	38
3 【株主資本等変動計算書】	38
4 【キャッシュ・フロー計算書】	38
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	38

/2(i

f i8@

,0d V #æ13 b Subwo0É F ìi è b4Š

V #æ13 &k [6•.(, íîÝ¹•âç «4' &k è W \&k rSc V #æ13 &k \8: c 4'&ã3? è

W •4'&ã3? \8: _|~ °>/v>2¥_0¿'g\$Ï° †/œ:£ [6~rM

@ • ìif ¥b ° v>/¥_>8Z \&k c0¿'g|€Z>~rO‡@ • ìic 0¿'g£ ¥[6•

°>/v>2¥#~b"g#_X8Z1 ÂM•!Sf i8@[6~rMb["l_²0[b6• œ†7VA £ í
0b3,s [6•" b/2#' c Q#ÝKZ>~rO‡

V #æ13 &k

f ›

4' &k i, †0É F v, d æ/² v)~ z&k6x '%o#ã G ž Š

f ¥

° v>/¥

&k i

.(, íîÝ¹•âç «4' &k

,e0Ã j

)8-, .<8 +2/' ,1*6 &2 /7'

æ/²*... b z*Ë ¶ j

æ/² v)~ z&k6x p Ç ú M

•Ñ b d ~ b d

j%±%4 j, † w i ¾ 9x&k MN% \$...

7Á0ð\$ •

W0° b.(, 4' &k>& è W .(, \8: >' b4)! › †g!·8ª 8 r M

! »4)!*... ¶ j

V

q \$ ~ b4)! d

V

7Á0ð\$ •

V

! »4)!*... ¶ j

V

,0d V #æ13 b Subwo0É F ìi V #æ13 &k

&k i

.(, 4' &k

,e0Ã j

)8-, .<8 &25325\$7,21

æ/²*... b z*Ë ¶ j

æ/² v)~ z&k6x p Ç ú M

•Ñ b d ~ b d

j%±%4 j, † w i ¾ 9x&k MN% \$...

7Á0ð\$ •

>& >' >& æ/²>'

! »4)!*... ¶ j

v)~ z) û#i4Š6x 'Ä - ô ù

q \$ ~ b4)! d

V

7Á0ð\$ •

V

! »4)!*... ¶ j

V

【表紙】**【提出書類】** 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である藤久ホールディングス株式会社(以下「当社」または「上場申請会社」という。)は、株式移転(以下「本株式移転」という。)により、2022年1月4日に設立登記を行う予定であります。

(注) 本報告書提出日の2021年12月1日において、当社は設立されておりましたが、本報告書は、設立予定日である2022年1月4日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

(上場申請会社)

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年12月1日
【会社名】	藤久ホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIKYU HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中松 健一
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地
【電話番号】	下記の藤久株式会社（以下、「藤久」という。）の連絡先を参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

(新規上場申請のための有価証券報告書上場申請会社)

【会社名】	藤久株式会社
【英訳名】	FUJIKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中松 健一
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 774-1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 筒井 和宏
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

藤久が属する手芸業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、手作りマスク需要や巣ごもり需要による売上高が一時的に増加したものの、長期的には趣味の多様化や愛好者の高齢化を背景にユーザーは減少傾向であるとともに、他業種からの参入をはじめ競争が進んでおり、経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。アフターコロナの時代まで見据えると、藤久を取り巻く経営環境や事業フィールドも大きく変化することが想定され、自らが変革する組織へと成長する必要があります。

このような経営環境の中、藤久が保有する約130万名の会員基盤を他社とのアライアンスに積極活用することで、現在主力である手芸用品以外の女性向け商品・サービスの提供を充実させることは、藤久の中期経営計画を達成するうえで不可欠であると考えております。

このため、藤久は、今後の社会や業界の変化に柔軟に対応しながら、M&Aや戦略的提携を活用した迅速な成長戦略の遂行や、今後のグループ拡大を見据えたガバナンス体制の強化を図ることを目的に、持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立される当社は、子会社の経営管理を行うことにより事業運営の効率化を図るとともに、藤久が保有する会員基盤をグループとして有効活用するための企画・管理機能を担い、新たな事業機会の創出などによる持続的な成長を目指してまいります。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	藤久ホールディングス株式会社 (英文表示：FUJIKYU HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	中松 健一	現藤久代表取締役
	取締役	西浦 敦士	現藤久取締役
	取締役	伊藤 珠実	現藤久取締役
	取締役	堤 智章	現藤久取締役
	取締役	後藤 邦仁	現藤久取締役
	取締役	日野 正晴	現藤久社外取締役
	取締役	白石 正	現藤久社外取締役
	取締役(監査等委員)	西江 章	現藤久社外監査役
	取締役(監査等委員)	澤谷 由里子	現藤久社外取締役
	取締役(監査等委員)	樹神 雄二	現藤久取締役
(5) 資本金	100百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	6月30日		

(注) 取締役 日野 正晴氏、白石 正氏、西江 章氏及び澤谷 由里子氏は、社外取締役であります。

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と藤久の状況は以下のとおりであります。

藤久は、2021年9月28日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2022年1月4日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 藤久(株)	名古屋市名 東区	3,125	小売事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 藤久は、有価証券報告書の提出会社であります。
 2 藤久は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 3 本株式移転に伴う当社設立日（2022年1月4日）をもって、藤久は当社の株式移転完全子会社となり2021年12月29日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、藤久は当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の状況は、以下のとおりであります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 合同会社エメラルド	東京都千代田区	100	投資業	被所有 22.8	資本・業務提携

- (注) 鈴蘭合同会社は合同会社エメラルドを存続会社として吸収合併し、合同会社エメラルドがその他の関係会社となりました。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、藤久は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社となる藤久と関係会社の取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

1. 株式移転計画の内容の概要

藤久は、同社の定時株主総会による承認を条件として、2022年1月4日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、藤久を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）の作成を2021年8月19日開催の藤久の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における藤久の株主に対し、その保有する藤久の普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2021年9月28日に開催された藤久の定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次のとおりです。

株式移転計画書（写）

藤久株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 （乙の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙「藤久ホールディングス株式会社 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「藤久ホールディングス株式会社」とし、英文では「FUJIKYU HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、愛知県名古屋市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「藤久ホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第2条 （乙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役（監査等委員である者を除く。）

取締役 中松 健一

取締役 西浦 敦士

取締役 伊藤 珠実

取締役 堤 智章

取締役 後藤 邦仁

社外取締役 日野 正晴

社外取締役 白石 正

(2) 設立時監査等委員である取締役

社外取締役 西江 章

社外取締役 澤谷 由里子

取締役 樹神 雄二

(3) 設立時監査等委員である補欠取締役

補欠社外取締役 尾関 哲夫

2. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

栄監査法人

第3条 (本株式移転に際して交付する乙の株式及びその割当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (乙の資本金及び準備金に関する事項)

乙の成立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

100,000,000円

(2) 資本準備金の額

25,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

第5条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2022年1月4日とする。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議により乙の成立の日を変更することができる。

第6条 (本計画承認株主総会)

甲は、2021年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めものとする。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議により当該開催日を変更することができる。

第7条 (株式上場)

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所並びに名古屋証券取引所への上場を予定する。

第8条 (株主名簿管理人)

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条 (本計画の変更)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第10条 (本計画の効力)

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合
- 合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

第11条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2021年8月19日

(甲) 名古屋市名東区高社一丁目210番地
藤久株式会社
代表取締役 中松 健一

(別紙)

藤久ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、藤久ホールディングス株式会社と称し、英文では、FUJIKYU HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 各種糸類、織物、生地加工及び販売
- (2) 手芸用品、和洋裁縫用品加工及び販売
- (3) 手芸・裁縫・編物用機械器具の販売
- (4) 衣料用繊維製品、各種毛皮・皮革製品、服飾雑貨加工及び販売
- (5) 日用雑貨品、衣料品、美術工芸品、宝飾品、時計、眼鏡の販売
- (6) 文房具、事務用品、書籍、楽器、音楽ソフト、映像ソフト、ゲームソフト、玩具、その他娯楽用品の販売
- (7) 家具、インテリア用品、寝具・寝装品類の販売
- (8) 医療用具、介護用具、医薬部外品、化粧品、美容・健康器具、衛生用品の販売
- (9) スポーツ・レジャー用品、自動車用品、園芸用品の販売
- (10) 家庭用電気製品、光学機器、情報通信機器の販売
- (11) 健康食品、加工食品、各種飲料の販売
- (12) 古物の売買及び修理・加工
- (13) 飲食店、喫茶店の経営
- (14) ボランタリーチェーン事業・フランチャイズチェーンシステム事業の運営・管理
- (15) 手芸、各種カルチャー教室の経営、通信教育及び指導者の育成
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 雑誌、書籍の出版
- (19) インターネット等を活用した広告宣伝、マーケティングリサーチ業務及び代理業務
- (20) 情報処理、情報提供サービス並びにソフトウェア、情報処理機器の開発、販売及び賃貸借
- (21) 経営コンサルティング業務
- (22) 不動産の賃貸及び管理業務
- (23) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業務
- (24) 前各号の事業への投資及び融資
- (25) 前各号に附帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(買収防衛策)

第 17 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は第36条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2022年6月30日までとする。

(取締役等の当初の報酬等)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、総額金2億円以内とし、監査等委員の報酬等の額は、総額金40百万円以内とする。

(当初の本店所在場所)

第3条 当社の設立時の本店所在場所は、名古屋市名東区高社一丁目210番地とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	藤久ホールディングス株式会社 (完全親会社・当社)	藤久株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、藤久の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式12,301,000株

上記新株式数は、2021年6月30日現在における藤久の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、藤久の発行済株式総数が変動した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時において藤久が保有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、藤久は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける藤久の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、藤久単独の株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時の藤久の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する藤久の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てることといたします。なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

藤久の株主が、その保有する藤久の普通株式につき、藤久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021年9月28日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を藤久に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、藤久が、上記定時株主総会の決議の日(2021年9月28日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

藤久の株主による議決権の行使の方法としては、2021年9月28日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、藤久の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、藤久に提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、藤久に2021年9月27日午後6時00分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト <https://www.web54.net> にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2021年9月27日午後6時00分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第 313 条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2021 年 9 月 25 日までに、藤久に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、藤久は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における藤久の株主に割り当てられます。藤久の株主は、自己の藤久の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、藤久は、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③藤久の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、藤久の本店において 2021 年 9 月 13 日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2021 年 8 月 19 日開催の藤久の取締役会において承認された株式移転計画です。②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③は、藤久の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、藤久の営業時間内に藤久の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①から③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2021 年 6 月 30 日 (水)
株式移転計画承認取締役会	2021 年 8 月 19 日 (木)
株式移転計画承認株主総会	2021 年 9 月 28 日 (火)
藤久株式上場廃止日	2021 年 12 月 29 日 (水) (予定)
当社設立登記日(株式移転効力発生日)	2022 年 1 月 4 日 (火) (予定)
当社株式上場日	2022 年 1 月 4 日 (火) (予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

藤久の株主が、その保有する藤久の普通株式につき、藤久に対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2021 年 9 月 28 日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を藤久に通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、藤久が、上記株主総会の決議の日(2021 年 9 月 28 日)から 2 週間以内の会社法第 806 条第 3 項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の公告を行った日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成の対象会社の経営指標は当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる藤久の最近事業年度の主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	21,387,237	20,170,613	18,939,207	22,349,393	20,694,736
経常利益又は経常損失(△) (千円)	5,554	△762,800	△1,516,573	749,503	911,371
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△520,211	△1,540,245	△2,919,725	282,583	757,115
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	2,375,850	2,375,850	2,375,850	3,125,840	3,125,840
発行済株式総数 (株)	4,205,000	4,205,000	4,205,000	6,150,500	12,301,000
純資産額 (千円)	11,634,046	10,038,698	7,107,385	8,880,416	9,333,583
総資産額 (千円)	15,904,898	14,312,492	12,722,138	14,430,220	13,535,854
1株当たり純資産額 (円)	1,383.48	1,193.79	845.20	721.98	758.82
1株当たり配当額 (円)	20.00	—	—	25.00	32.00
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(—)	(—)	(—)	(12.50)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△61.86	△183.16	△347.21	32.26	61.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.1	70.1	55.9	61.5	69.0
自己資本利益率 (%)	△4.4	△14.2	△34.1	3.5	8.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	16.6	12.7
配当性向 (%)	—	—	—	38.7	52.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	554,359	△994,327	△1,369,829	2,444,655	△103,272
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△241,251	△294,643	△75,343	3,189	△386,444
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△328,899	△257,339	1,333,055	△286,311	△390,909
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,640,057	3,093,747	2,981,629	5,143,162	4,262,535
従業員数 (名)	239	230	223	186	194
[外、平均臨時雇用者数]	[1,430]	[1,438]	[1,404]	[1,301]	[1,198]

回次		第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期	第 61 期
決算年月		2017 年 6 月	2018 年 6 月	2019 年 6 月	2020 年 6 月	2021 年 6 月
株主総利回り	(%)	104.2	86.8	44.4	66.8	99.6
(比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	(132.2)	(145.0)	(133.1)	(137.2)	(174.7)
最高株価	(円)	1,759	1,750	1,512	1,382	1,086 (2,600)
最低株価	(円)	1,662	1,415	715	389	705 (1,026)

- (注) 1 藤久は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第 60 期において、第三者割当増資を実施したことにより、資本金が 749,990 千円増加し、発行済株式総数が 1,945,500 株増加しております。
- 5 第 57 期、第 58 期及び第 59 期における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第 60 期及び第 61 期における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 2020 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 57 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。
- 7 自己資本利益率は、従来、算定する際の純資産額は期末の金額で算定しておりましたが、第 58 期事業年度から期中平均の金額で算定する方法に変更しました。
なお、第 57 期については、この変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
- 8 第 57 期、第 58 期及び第 59 期における株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 9 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 10 株主総利回りは、2020 年 10 月 1 日付でそれぞれ普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行ったものを考慮して算定しております。
- 11 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
- 12 2020 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 61 期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

第 3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

2021年8月19日	藤久の取締役会において、株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。
2021年9月28日	藤久は、同社の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、藤久がその完全子会社となることについて決議いたしました。
2022年1月4日（予定）	藤久が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる藤久の沿革につきましては、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる藤久の主な事業の内容は以下のとおりであります。

藤久は、糸糸、手芸用品、生地、和洋裁服飾品、衣料品及び生活雑貨等を中心とした一般小売事業を主たる業務としております。

事業部門として、「クラフトハートトーカイ」、「クラフトワールド」、「クラフトパーク」及び「クラフトループ」で構成する手芸専門店チェーンとともに、生活雑貨専門店「サントレーム」を展開する店舗販売部門のほか、オンラインショップとカタログ等の媒体による一般顧客への販売を行う通信販売部門、その他の部門として付随的に不動産賃貸等を営んでおります。

なお、藤久のその他の関係会社は、合同会社エメラルドであり、資本業務提携を行っております。

藤久は、セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門別の事業内容を示しております。

藤久の店舗販売部門における地域別店舗数は次のとおりであります。

2021年6月30日現在

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
クラフトハートトーカイ	42	89	112	39	35	31	348
クラフトワールド	-	1	-	-	1	-	2
クラフトパーク	7	5	5	4	-	2	23
クラフトループ	-	-	1	-	1	-	2
サントレーム	1	-	3	3	1	1	9
合計	50	95	121	46	38	34	384

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる藤久の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 (2) 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の従業員の状況は以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
194 [1, 198]	39.7	15.1	5,386

藤久は、セグメント情報を記載しておりませんので、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	従業員数(名)
店舗販売部門	146 [1, 150]
通信販売部門	14 [28]
その他の部門	34 [20]
合計	194 [1, 198]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の〔 〕内は外書で、嘱託契約の従業員及びパートタイマー等の期中平均人員（1名1カ月167時間勤務換算）であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 その他の部門は、総務のほか、経理及び情報システム等管理部門の従業員を含めて記載しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる藤久において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は協調的であり円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）及び四半期報告書（2021年11月11日提出）をご参照ください。

2【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により藤久の完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在における藤久の事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。藤久の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在において藤久が判断したものであります。

(1) 自社企画商品について

当社グループでは、収益力の向上と独自性の強化による差別化を図るため、商品の自社企画・開発に注力しております。2021年6月期における店舗総売上高に占める自社企画商品の割合は一定の高さを維持しておりますが、企画・開発の進捗状況や販売状況等によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗展開について

当社グループは、中核事業として手芸専門店チェーンの全国的な展開を行っており、業容拡大には店舗数の増加が大きく寄与いたします。当社グループでは、今後とも新規出店を実施していく方針であります。投資効率を重視したローコスト経営による店舗展開を図るといった観点から、当社グループの出店条件に合致する物件が確保できるかどうかにより、出店計画及び店舗売上計画の成否が左右され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) インショップ型店舗の展開について

当社グループの店舗は、路面店とともに商業施設へのインショップ型の出店も行っておりますが、出店先の商業施設の集客力が変動した場合等には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 店舗の賃借物件への依存について

当社グループの店舗は、大半を賃借しておりますが、貸主の事由によっては業績が好調な店舗であっても当該店舗の退店を余儀なくされる可能性があります。また、当社グループでは出店に際して保証金を差し入れていることから、倒産その他貸主の事由によっては保証金等の全部または一部が回収できなくなる可能性があります。

(5) 固定資産の減損会計適用について

当社グループの店舗は、大半を賃借しており、店内設備の陳列什器備品はリース契約により使用し、内装及び電気設備等の一部は当社グループの負担において設置しております。当社グループでは、主として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っており、各営業店舗の業績推移及び退店・移設の予定によって減損の兆候が生じた場合、もしくは土地等の時価が著しく下落した場合におきましては、当該固定資産について減損会計を適用し、減損損失を計上する可能性があります。

また、経営成績の状況によっては、本社建物等の共有資産についても、減損損失を計上する可能性があります。

(6) スクラップアンドビルドに伴う費用について

当社グループは、既存店舗におきましても商品構成の見直し、業態転換または立地移転のほか、必要な場合には退店等を行うなど、店舗の活性化及び収益力の強化を図っております。当社グループでは、今後ともスクラップアンドビルドを積極的に推し進める方針であるため、これらに伴う固定資産除却損や店舗閉鎖損失の費用が発生する可能性があります。

(7) 販売委託契約について

当社グループでは、直営店のほか、販売委託制度「オーナーシステム」により、加盟者と販売委託契約を締結して、当社グループが保有するショップブランド名にてチェーン展開を図っております。

「オーナーシステム」は、加盟者と共存共栄を図ることを基本方針としており、契約当事者いずれかの要因により信頼関係が損なわれる場合には、当社グループの店舗運営方針及び施策等の浸透や、当社グループの店舗政策に基づく出退店または移転等が適時に実施できないなど、店舗運営に支障を来す可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社グループは、店舗販売事業及び通信販売事業におきまして、会員制を採用して個人情報を取得し、セール案内等の情報提供に利用しており、当該顧客情報の管理に関しては「コンプライアンス・マニュアル」とともに「個人情報保護規程」を制定するなど、運用管理には可能な限りの対策を講じております。しかしながら、何らかの事由により個人情報の流出または誤用が生じた場合には、当社グループに対する顧客からの信用を失うこととなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報システム管理について

当社グループは、コンピュータシステムと通信ネットワークを利用して業務処理を行っており、自然災害や事故のほか、コンピュータウイルスに起因するシステムの障害及び外部からの不正侵入等により、システムダウンもしくは重要データの喪失又は漏洩が生じる可能性があります。当社グループでは、当該システムの予防措置について、万一の場合に備え保守・保全の対策を講じ、情報管理体制の内部統制に努めておりますが、想定を超えた侵入技術による不正アクセスやシステム障害等の予期せぬ事態が生じた場合には、社会的信用や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 大規模自然災害について

当社グループは、全国的に店舗を展開しており、当社グループ店舗の周辺地域において大地震や台風等の自然災害あるいは予期せぬ事故等により、店舗又は商品に物理的損害が生じ店舗営業活動が阻害された場合、さらに人的被害が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループの行う事業は、商標法や著作権法等の知的財産に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、製造物責任法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、特定商取引に関する法律、不正競争防止法等による法的規制を受けております。

当社グループでは、コンプライアンス委員会を設置するなど、社内教育・研修の実施を含めたコンプライアンス体制の整備等、法令を遵守する体制の整備に努めておりますが、これらの法令に違反する事由が生じた場合、また、新たな法令の制定等が行われた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

当社グループでは、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理など新型コロナウイルス感染症感染防止対策に万全を期すために様々な対策を実施しております。

引き続き感染拡大防止に努めてまいります。今後、再び感染が蔓延することにより個人消費の低迷や来店客数の低迷が見込まれること、また、店舗等において感染者が発生し営業に支障をきたす場合が想定されることなどにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）及び四半期報告書（2021年11月11日提出）をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の経営上の重要な契約等については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）及び四半期報告書（2021年11月11日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久においても、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる藤久の設備投資等の概要については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる藤久の主要な設備の状況については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる藤久の設備の新設、除却等の計画については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2022年1月4日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定であります。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,301,000 (注)1、2	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当等に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,301,000	—	—

(注) 1 藤久の発行済株式総数 12,301,000 株 (2021年6月30日時点) に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、藤久の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、基準時において藤久が保有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、藤久は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

2 藤久は、当社の株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に新規上場申請を行いました。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2022年1月4日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2022年1月4日	12,301,000	12,301,000	100,000	100,000	25,000	25,000

(注) 藤久の発行済株式総数 12,301,000 株 (2021年6月30日時点) に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、藤久の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、基準時において藤久が保有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、藤久は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。なお、当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の所有者別状況は、以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	16	120	24	17	13,544	13,739	—
所有株式数(単元)	—	9,020	902	49,754	1,117	117	62,073	122,983	2,700
所有株式数の割合(%)	—	7.33	0.73	40.46	0.91	0.10	50.47	100.00	—

(注) 自己株式868株は、「個人その他」に8単元及び「単元未満株式の状況」に68株を含めて記載しております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の株主の状況に基づき、当社の2022年1月4日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2022年1月4日時点(予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社エメラルド	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号	2,810,300	22.85
GOTO株式会社	愛知県瀬戸市坊金町247-1	1,688,000	13.72
後藤 薫徳	愛知県瀬戸市	1,606,600	13.06
藤久取引先持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	595,600	4.84
藤久従業員持株会	名古屋市名東区高社一丁目210番地	246,500	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	186,600	1.52
中野 置瀬子	愛知県一宮市	145,000	1.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京中央区晴海1丁目8番12号	132,100	1.07
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦3丁目19番17号	115,000	0.93
株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄3丁目14番12号	115,000	0.93
計	—	7,640,700	62.11

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 186千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口) 132千株

2 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,297,500	122,975	同上
単元未満株式	普通株式 2,700	—	—
発行済株式総数	12,301,000	—	—
総株主の議決権	—	122,975	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、藤久所有の自己保有株式68株が含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転の効力発生日である2022年1月4日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる藤久の2021年6月30日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 藤久株式会社	名古屋市名東区 高社一丁目210 番地	800	—	800	0.00
計	—	800	—	800	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、高付加価値商品やサービスの提供により収益基盤の強化を図るとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分につきましては、収益の状況や配当性向等を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととする予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とする予定であります。配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会とする予定であります。

内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及びシステム改修等の将来利益に貢献する設備投資のための資金需要に備えるなど、効果的な投資並びに一層の企業体質の強化を目指して充実を図っていくこととする予定であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年1月4日より東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる藤久と同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。なお、当社の完全子会社となる藤久のコーポレート・ガバナンスの状況については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客・従業員等当社を取り巻くステークホルダー及び社会との信頼関係を構築することで、企業価値の継続的な向上に努める予定です。これを推進する経営体制として、当社は監査等委員会設置会社とし、また、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、経営監督機能と業務執行機能との分離により、業務執行者（代表取締役）に対する監督機能を強化する仕組みを構築することを基本方針として、監査等設置委員会設置会社とする予定であります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、中松健一、西浦敦士、伊藤珠実、堤智章、後藤邦仁、日野正晴、白石正、西江章、澤谷由里子及び樹神雄二の10名で構成され、うち日野正晴、白石正、西江章及び澤谷由里子は、社外取締役となる予定であります。代表取締役社長である中松健一を議長とし、経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の審議・決定及び業務の執行を監督してまいります。当社の取締役会は、原則毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定であります。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、西江章、澤谷由里子及び樹神雄二の3名で構成され、うち西江章及び澤谷由里子は、社外取締役となる予定であります。西江章を委員長とし、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとし、監査等委員である取締役が取締役会を監査・監督することで、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。

c. 経営会議

当社は、各部門の業務執行に関する重要事項を協議するため、経営会議を原則月2回開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努め、取締役会に反映させていく予定であります。経営会議は、代表取締役社長である中松健一を議長とし、常勤取締役（常勤監査等委員を含む）で構成される予定であります。

d. 内部監査室

社長直轄の内部監査室が社内業務監査を実施し、その内容を社長及び監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会監査との連携も図るなど内部統制状況の監視を行う体制を整備する予定であります。さらに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用及び評価を統括してまいります。

e. 会計監査人

会計監査は、栄監査法人に依頼する予定であり、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めてまいります。

f. 指名・報酬諮問委員会

取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置する予定であります。指名・報酬諮問委員会は、年1回以上適宜開催し、社外取締役である白石正を委員長とし、代表取締役社長である中松健一、社外取締役である日野正晴で構成される予定であります。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

「監査等委員会設置会社」は、監査役会に代わり、過半数の社外取締役を含む取締役3名以上で構成される「監査等委員会」が、取締役の職務執行の組織的監査を担います。監査役とは異なり、監査等委員である取締役に取締役会における議決権があることから海外投資家から理解を得やすいほか、コーポレートガバナンス・コードへの対応との兼ね合いもあり、藤久でも以前から「監査等委員会設置会社」への移行を検討しておりました。

持株会社の設立によりグループガバナンスの強化を企図しており、「監査等委員会設置会社」への移行により、取締役会による監督機能及び監査等委員会による監査機能の更なる強化などコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化・充実が期待できること等から、今回の持株会社化を機に、当社の機関設計については「監査等委員会設置会社」を採用することにいたしました。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社の完全子会社となる藤久では、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議した内容に基づき、業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。

なお、藤久は財務報告の適正性と信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適切かつ有効に対応するための体制として、「内部統制運用規程」とともに事業年度ごとの内部統制基本方針を定め、たうえ、藤久の社長を委員長とする内部統制委員会によって、その実効性を確保するための体制の維持及び継続的な改善を図っております。

当社は、当社の完全子会社となる藤久と同水準の内部統制システムを整備し業務の適正を確保していく予定であります。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業価値及び信頼性の向上を目的として、リスク発生の防止、緊急事態の適切な対応、再発防止策のためのリスク対策会議を設置することなどを定めた「リスク管理規程」を制定する予定であります。

コンプライアンス面では、企業行動規範の明示とともに、コンプライアンス活動のあり方や倫理上の規範を示した「コンプライアンス・マニュアル」を制定するほか、コンプライアンス委員会を設置し、カテゴリ一別の社内教育・研修を実施するなど、重要性の認識向上に努めてまいります。

また、「内部公益通報者保護規程」を制定し、社内外に複数の相談窓口を設置して、内部通報制度の運用を行う予定であります。

当社は、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、経営管理上や業務運営上の法律問題について随時確認し、必要に応じて助言を受ける予定であります。

- ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況
当社は、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の重要事項の業務執行に関する合議・承認ルールや報告管理体制を整備するなど、子会社に対する適切な経営管理を行うこととする予定であります。
また、子会社には、親会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等を配置し、子会社におけるコンプライアンス遵守とリスク管理体制の確保を図る予定であります。
- ニ. 取締役の定数
当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内、監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定める予定であります。
- ホ. 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。
- ヘ. 自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。
- ト. 中間配当
当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- チ. 株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。
- リ. 取締役の責任免除
当社は、取締役が期待された職務を適切に行うことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定であります。
- ヌ. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度とする予定であります。当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものといたします。
なお、当該責任限定契約につきましては、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。
- ル. 役員等賠償責任保険契約
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担いたします。
- ヲ. 株式会社の支配に関する基本方針
当社の方針は次のとおりとする予定であります。
・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。
- ワ. その他の事項
その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2022年1月4日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する藤久の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長	中松 健一	1961年6月12日生	1985年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2012年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員名古屋営業本部名古屋営業第二部長 2014年6月 同行常勤監査役 2016年6月 同行取締役常勤監査等委員 2017年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)常務執行役員名古屋駐在 (株)名古屋証券取引所監査役 2020年3月 (株)伊藤建設設計事務所監査役(現任) 2020年6月 (株)中京銀行社外取締役 2021年2月 藤久副社長執行役員 2021年7月 藤久代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株
取締役	西浦 敦士	1966年6月27日生	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2010年9月 PT U Finance Indonesia 社長 2015年5月 三菱UFJキャピタル(株)企画部長兼投資運用部長 2018年4月 東洋プロパティ(株)企画部長 2020年9月 藤久取締役就任 2021年9月 藤久代表取締役常務就任(現任)	(注) 3	(1) 275株 (2) 275株
取締役	伊藤 珠実	1973年11月26日生	1997年2月 公益社団法人日本監査役協会入社 2019年9月 藤久常勤監査役 2020年9月 藤久取締役就任 2021年9月 藤久常務取締役就任(現任)	(注) 3	(1) 722株 (2) 722株
取締役	堤 智章	1966年10月20日生	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2007年11月 (株)CSKホールディングス執行役員CSKプリンシパルズ(株)取締役副社長 2009年5月 (株)キーストーン・パートナーズ設立代表取締役(現任) 2020年6月 藤久代表取締役社長就任 2021年7月 藤久取締役就任(現任)	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株
取締役	後藤 邦仁	1987年9月4日生	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 藤久入社 2020年8月 藤久社長室長(現任) 2020年9月 藤久取締役就任(現任)	(注) 3	(1) 2,160株 (2) 2,160株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する藤久の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
取締役	日野 正晴	1936年1月9日生	<p>1961年4月 大阪地方検察庁検事</p> <p>1980年4月 東京地方検察庁総務部 副部長</p> <p>1986年9月 法務大臣官房 審議官</p> <p>1988年4月 最高検察庁検事</p> <p>1993年7月 最高検察庁 公安部長</p> <p>1996年6月 仙台高等検察庁検事長</p> <p>1997年2月 名古屋高等検察庁検事長</p> <p>1998年6月 金融監督庁長官</p> <p>2000年6月 金融庁長官</p> <p>2001年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会)</p> <p>2002年5月 財団法人国際民商事法センター 理事(2013年以降同評議員)</p> <p>2002年9月 NPO 法人投資と学習を普及・推進する会 理事長</p> <p>2003年4月 (株)産業再生機構 常勤監査役 駿河台大学 教授</p> <p>2004年4月 駿河台大学法科大学院 院長 日本証券業協会 公益理事</p> <p>2004年6月 会計検査院 懇話会委員</p> <p>2005年1月 内閣府独占禁止法基本問題懇談会 委員</p> <p>2006年1月 学校法人駿河台大学 理事</p> <p>2006年6月 (株)ジャスダック証券取引所 社外監査役</p> <p>2006年9月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役・監査委員長</p> <p>2008年3月 独立行政法人国民生活センター 特別顧問</p> <p>2008年7月 (株)フジタ 社外取締役</p> <p>2009年5月 国立大学法人東北大学 理事</p> <p>2009年6月 財団法人アジア刑政財団 理事長</p> <p>2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役</p> <p>2020年9月 藤久取締役就任(現任)</p>	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株
取締役	白石 正	1953年2月17日生	<p>1975年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行</p> <p>2002年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)執行役員</p> <p>2005年5月 同行常務執行役員</p> <p>2009年5月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 専務執行役員営業第二本部長</p> <p>2010年5月 同行専務執行役員</p> <p>2010年6月 三菱UFJリース(株)(現三菱HCキャピタル(株)) 取締役副社長同社執行役員兼務</p> <p>2012年6月 同社取締役社長</p> <p>2017年6月 同社取締役会長</p> <p>2021年4月 三菱HCキャピタル(株)特別顧問(現任)</p> <p>2021年5月 (株)キーストーン・パートナーズ社外取締役(現任)</p> <p>2021年7月 藤久取締役就任(現任)</p>	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する藤久の株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数
取締役 (監査等委員)	西江 章	1950年8月18日生	1974年4月 大蔵省(現財務省)入省 1979年7月 関東信越国税局下館税務署長 2001年7月 関東信越国税局長 2004年7月 東京国税局長 2005年7月 国税庁税務大学校長 2006年8月 独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年4月 横浜市立大学国際マネジメント研究科 特別契約教授 2008年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2010年3月 オリックス信託銀行(株)(現オリックス銀行(株)) 社外監査役 2010年6月 (株)二葉 社外監査役(現任) 三栄源エフ・エフ・アイ(株)社外監査役(現任) 2016年6月 (株)栃木銀行 社外監査役(現任) 2016年7月 エイボン・プロダクツ(株)社外取締役・監査等委員 2018年9月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役 2020年9月 藤久監査役就任 2021年9月 藤久取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
取締役 (監査等委員)	澤谷 由里子	1962年9月23日生	1987年4月 日本IBM(株)入社 2010年5月 独立行政法人科学技術振興機構 問題解決型サービス科学プログラムフェロー 2013年4月 早稲田大学研究戦略センター教授 2015年9月 東京工科大学大学院 バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻教授 早稲田大学大学院 経営管理研究科非常勤講師(現任) 2018年4月 名古屋商科大学大学院 ビジネススクール教授(現任) 2018年6月 大興電子通信(株) 社外取締役(現任) 2020年9月 藤久取締役就任 2021年9月 藤久取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	(1) 一株 (2) 一株
取締役 (監査等委員)	樹神 雄二	1958年6月21日生	1982年4月 藤久入社 2012年7月 藤久総務部長 2014年9月 藤久取締役就任 2020年9月 藤久専務取締役就任 2021年9月 藤久取締役就任(現任)	(注) 4	(1) 10,365株 (2) 10,365株
計					(1) 13,522株 (2) 13,522株

- (注) 1 取締役日野正晴、白石正は、社外取締役であります。
- 2 取締役西江章、澤谷由里子は、社外取締役(監査等委員)であります。
- 3 監査等委員でない取締役の任期は当社の設立日である2022年1月4日から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は当社の設立日である2022年1月4日から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 5 所有する藤久の株式数は、2021年6月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また割当てられる当社の株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 6 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員 の 状況

当社の社外取締役は4名（うち2名は監査等委員）の予定であります。なお、社外取締役の4名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

a. 社外取締役と上場申請会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

社外取締役日野正晴氏、白石正氏、西江章氏及び澤谷由里子氏と当社との間で、人的関係、資本的关系又は取引関係その他特別な利害関係が生じる予定はございません。

b. 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役日野正晴氏は、検察庁並びに金融庁において要職を歴任しております。また、弁護士として高い専門的知識と幅広い見識を有しており、これらの経験・実績を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。

社外取締役白石正氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、三菱UFJリース株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）の代表取締役社長、会長等を歴任しており、同氏の経営者としての豊富な経験と専門的な知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。

監査等委員である社外取締役西江章氏は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識も有しており、これらの経験・知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。

監査等委員である社外取締役澤谷由里子氏は、日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授等を歴任しております。情報技術に関する高度な知識と併せて、サービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断しております。

c. 社外取締役の独立性に関する基準

当社は新設会社であり、社外取締役の独立性に関する基準は定めておりませんが、社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとするを選任基準のひとつと考えております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役を含む監査等委員会は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換を通じ、内部監査及び会計監査との連携を図ってまいります。また、内部統制システムの構築・運用状況等についても監督・監査を行ってまいります。社外取締役は取締役会において、当社の経営及び業務執行の状況並びに内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制の状況等について報告を受け、独立した立場で適宜必要な意見を述べること等により、経営の監督を行ってまいります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査体制の状況

当社の監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役2名）で構成される予定であり、監査等委員会は、会社の健全な発展と社会的信頼の維持向上を図るため、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時監査等委員会を開催してまいります。また監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役との十分な意思疎通を図り、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めてまいります。

また、より効果的かつ適正な監査・監督を行うため、会計監査人及び内部監査室との連携を密にし、取締役の業務執行について、より厳正な監査・監督を行ってまいります。

なお、当社の完全子会社となる藤久は2021年9月28日に開催された定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

② 内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の内部監査の状況は、以下のとおりであります。

社長直轄の内部監査室（2名）が全部門及び全店舗を対象として、計画的かつ網羅的に実施しているほか、各業務の社内手続に基づいた妥当性かつ有効性の評価について厳正な実地監査を実施し、その結果は定期的に社長及び被監査部門の管理責任者に報告され、業務の効率化の推進並びにマニュアルの改定等を含めた改善に努めております。当該監査結果に基づき、当該部門の管理責任者を通じて改善事項の勧告を行った事項につきましては、その後の改善状況を確認し、その結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会監査との連携も図っております。

内部統制監査では、内部統制の整備と運用状況について評価するとともに、内部統制の有効性や適正性の検証を行い、内部統制委員会へ報告しております。会計監査人とは、必要に応じて内部統制に関する評価項目の見直しや意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査は栄監査法人に委嘱する予定であります。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等の総額は、株主総会の決議によってその限度額を定めたいうで、具体的な報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は年額2億円以内とする旨及び当社の監査等委員である取締役に対する、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は年額40百万円以内とする旨を定款に定める予定であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の名称、その権限の内容、裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら価値の変動又は配当の受領により利益を得ることを保有目的とする投資株式につきましては、純投資目的である投資株式に区分しており、株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、業務提携等、当社が事業上のメリットを享受することを保有目的とする政策保有株式につきましては、純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、業務提携等、藤久が事業上のメリットを享受することを目的とする、いわゆる政策保有を行う場合があります。政策保有を行う銘柄、株数（金額）及び保有期間等につきまして、藤久の事業上の貢献状況及び見通しと、個別銘柄ごとのリターンやリスクが藤久資本コストに見合っているか等、いわゆる政策保有の経済的合理性を検証し、取得、継続保有または売却の判断を、個別銘柄ごとに随時行うこととしております。

政策保有の経済的合理性を検証する方法につきましては、主に保有先企業との取引状況と取引収益の前年比較や今後の戦略的取引関係の構築・維持の見通しに加え、その保有が藤久の資本コストに見合っているか等を確認のうえ総合的に検証しております。検証の結果、取引関係の維持・強化等が見込まれない株式につきましては、保有の縮減を進めることとしております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の最近事業年度末日（2021年6月30日）時点における株式の保有状況は以下のとおりであります。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	2,500
非上場株式以外の株式	9	66,367

(最近事業年度(2021年6月期)において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	633	取引先持株会による取得

(最近事業年度(2021年6月期)において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久は、最近事業年度末日（2021年6月30日）時点において、以下のとおり特定投資株式を保有し、貸借対照表に計上しております。

特定投資株式

銘柄	2021年6月期	2020年6月期	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	藤久の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
ブラザー工業(株)	13,500	13,500	ミシン仕入等の取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	無(注2)
	29,929	26,217		
(株)名古屋銀行	5,900	5,900	資金借入取引、資金決済取引等の金融取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	有
	14,602	13,652		
(株)愛知銀行	4,600	4,600	資金借入取引、資金決済取引等の金融取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	有
	12,728	12,788		
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	4,200	4,200	資金借入取引、資金決済取引等の金融取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	無(注3)
	3,406	3,742		
(株)スペース	2,475	2,475	出店における什器設置等の取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	有
	2,242	2,400		
イオンモール(株)	1,204	821	出店における営業上の取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。取引先持株会に加入しているため株式数が増加しております。	無
	2,060	1,174		

銘柄	2021年6月期	2020年6月期	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	藤久の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
東海東京フィナン シャル・ホールデ ィングス(株)	2,000	2,000	主幹事証券としての取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	無
	788	476		
(株)フジックス	220	220	和洋裁服飾品仕入等の取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	無
	358	329		
(株)ワコールホール ディングス	100	100	子会社である(株)ルシアンと手芸用品仕入等の取引を行っており、資本コスト等を勘案し、取引関係の維持・拡大を図るため、継続して保有しております。	無
	251	199		

- (注) 1 定量的な保有効果は記載が困難であります。純投資目的以外の投資株式の保有の合理性につきましては、取締役会において保有目的、経済合理性、取引状況等の観点から総合的に確認しております。
- 2 ブラザー工業株式会社は藤久株式を保有しておりませんが、同社子会社であるブラザー販売株式会社は藤久株式を保有しております。
- 3 株式会社ほくほくフィナンシャルグループは藤久株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社北陸銀行は藤久株式を保有しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる藤久の経理の状況については、藤久の有価証券報告書（2021年9月29日提出）及び四半期報告書（2021年11月11日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2022年6月30日までとする予定であります。）
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL (未定)
株主に対する特典	藤久と同様の株主に対する特典を設ける予定であります。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場会社の参考情報】

1【上場会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は株式移転計画に係る取締役会決議日（2021年8月19日）から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2021年9月1日東海財務局長に提出

(2) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）及びその添付書類

2021年9月29日東海財務局長に提出

2021年11月11日東海財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の藤久が、最近事業年度の開始日から本報告書提出までの間に提出した、有価証券報告書及び添付書類、四半期報告書又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下の通りです。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）2021年9月29日東海財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第62期第1四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月11日東海財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2021年12月1日）までに以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2021年9月29日に東海財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

藤久株式会社 本店

（名古屋市名東区高社一丁目210番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。